## で存知ですか?

# 世の相にうけんせいど 成年後見制度



社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

福祉サポートまちだ

電話 042-720-9461(直通) FAX 042-725-1284



オンライン相談受付中 QRコードからの お申し込みはこちら



せい ねん こう けん せい ど

## 成年後見制度とは?

## こう けんにん とう し ごと ない よう 後見人等の仕事の内容は?

■本人の財産の管理

**はんにん** かね かんり ふどうさん しょぶん そうぞく てつづ じゅうよう しょうひけいやく 本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、 あくしつ けいやく と け 悪質な契約の取り消しなど

■本人の生活への配慮 (身上保護)

福祉サービス利用の契約、病院や施設へ入る(出る)際の手続きや 支払いなど

か ていざいばんしょ ほうこく **■家庭裁判所への報告** 

ほんにん じょうきょう こうけんぎょうむ かていさいばんしょ ほうこく げんそくねん かい本人の状況や後見業務について家庭裁判所へ報告する (原則年1回)



## 世のねんこうけんせいど成年後見制度には

## 活定後見制度」と「任意後見制度」

があります。

●父の定期預金が解約できなくて 銀行から制度の利用を勧められた。

施設入所のため持家を売却する 必要があるけれど、本人は認知 症で手続きができない。



障がいのある子がいる。 将来、子どもの世話が できなくなったときの ことが心配。



子どもがいないので、 いざというときに 備えて信頼できる人に 財産管理などを お願いしたい。

例えば このようなことが あったら…

ほんにん はんだんのうりょく てい か

本人の判断能力が低下した場合

 $(P4 \cdot 5)$ 

はんだんのうりょく じゅうぶん 本人の判断能力が十分にある場合

 $(P6 \cdot 7)$ 

#### ほう てい こう けん せい ど

## •法定後見制度



はいぐうしゃ本人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、 はいぐうしゃな人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、 はいぐうしゃない。 かていさいばんしょ もう た 四親等内の親族などから家庭裁判所へ申し立てをします。 こうけんにんとう こうほしゃ あ 後見人等の候補者を挙げることができますが、最終的に

かていさいばんしょしんぱん えらは家庭裁判所の審判により選ばれます。

はんだんのうりょく おう るいけい ほじょ ほ さ こうけん わ 本人の判断能力に応じて、3つの類型【補助・保佐・後見】に分けられます。

ほじょにん ほさにん せいねんこうけんにん こうけんにんとう よ ※補助人・保佐人・成年後見人を「後見人等」と呼びます。

## ▶法定後見制度のながれ

全体で約9割が4か月以内で決定し

0

#### もう た じゅん び 申し立ての準備

table to table the property of the property

医師による成年後 見申し立てのため の診断を受けます。 2

## 申し立て

もうしたてにん しゅうしょ 中立人が本人の住所なかんかっていさい 地を管轄する家庭裁ばんしょ しゅし立てをします。

### \*42P1



## 審理審判の手続き

## 812PV

はんだんのうりょく 本人の判断能力について かんてい おこな **鑑定を行うことがあります。** 

### 法定後見制度の3種類

	ほ じょ <b>補 助</b>	ほ さ <b>保 佐</b>	こう けん <b>後 見</b>
せいねんこうけんようしんだんしょ かんてい ようひ 成年後見用診断書・鑑定の要否	せいねんこうけんようしんだんしょ 成年後見用診断書	tt いねんこうけんようしんだんしょ かんてい <b>成年後見用診断書・鑑定</b>	
<sup>ほんにん じょうきょう</sup> れい 本人の状況(例)	預貯金や不動産などの管理が一人でできるかどうか心配なので、代理してもらったり同意してもらう方が確実だ。	日々の買い物はひとりでできるが、預貯金の管理や不動産の処分などの手続きはできないので代理で行ってもらいたい。	ロマの買い物が適切にできない。また預貯金の管理や ない。また預貯金の管理や などうさん しょぶん 不動産の処分などの手続き もできないので、代理で おこな ひつよう がある。
もうしたてにん 申立人 かていさいばんしょ もうしたてけんじゃ (家庭裁判所への申立権者)	ほんにん はいぐうしゃ よんしんとうない しんぞく まち だ しちょう 本人・配偶者・四親等内の親族・町田市長など		
<sup>ほんにん</sup> どう い 本人の同意	ひつ よう <b>必 要</b> ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	ふ よう	本 要

#### ています。

4

th th つう ち **審判・通知** 

6

せい ねん こう けん とう き

#### 成年後見登記

さき けん にんとき けんげん ない **後見人等の権限や内** はき まく とき き 容は法務局に登記されます。

は (th にん とう しょうめい しょ 後見人等の証明書→ とう き じ こうしょうめいしょ しゅとく 登記事項証明書の取得



開始 でいざいばんしょう ほうこく 庭裁判所へ報告

こう けん にんとう こうけん **後見人等による後見** ぎょうむ かい し **業務が開始されます。** 

がされ もくろく ねんかん しゅうし 財産目録、年間収支 よ ていひょう しょ かいほうこく 予定表 (初回報告) でいしゅつ おこな の提出を行います。

で その後は本人の状況 や後見業務について かでいさいばかしょ ほうこく 家庭裁判所へ報告し ばんそくねん かい ます。(原則年1回)

## 312h

できけんにんとう かんとく こうけんかんとくにん せんにん ば あい 後見人等を監督する後見監督人が選任される場合があり にちじょうてき し はら ひつよう きんせん よちょきん ます。また、日常的な支払いに必要な金銭を預貯金としてこうけんにんとう かん り つうじょうしよう きんせん しんたくぎんこう 後見人等が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行などにしんたく こうけんせい どし えんしんたく こうけんせい どし えんしんたく こうけんせい どし えんしんたく とし ぎんこうとう こうけんせい どし えん 信託する 「後見制度支援信託」や都市銀行等に後見制度支援 まきんこう ざ かいせつ かんり こうけんせい どし えんょきん てきよう 預金口座を開設し管理する 「後見制度支援預金」が適用される場合があります。

#### にん い こう けんせい ど

## •任意後見制度 \*\*



ほんにん はんだんのうりょく じゅうぶん しょうらい はんだんのうりょく てい か そな 本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、

にんいこうけんじゅにんしゃ にんいこうけんにん せんにん こうせいしょうしょ けいゃく むすあらかじめ任意後見受任者※(任意後見人)を選任し、公正証書で契約を結びます。

はんだんのうりょく ていか にん いこうけんかんとくにんせんにん もう た おこな にん いこうけんじゅにんしゃ 判断能力が低下し、任意後見監督人選任の申し立てを行うと、任意後見受任者 にん いこうけんにん かんとくにん ほんにん いし てきせつ えんじょ おこな は任意後見人となり、監督人のもと本人の意思にしたがった適切な援助を行います。

※任意後見受任者とは…

公正証書による任意後見契約を行う時点では にんいこうけんにん にんいこうけんじゅにんしゃ よ 任意後見人を「任意後見受任者」と呼びます。

## ▶任意後見制度のながれ

はんだんのうりょく じゅうぶんない 判断能力が十分ない うちに、誰(任意 後見人)にどのようなことを頼みたいかを考えておき





契約・登記

にようらいはん だんのうりょく でい が 低 か が 低 か が 低 か が 低 か か き 、 だの み たい い 意 か か ら 後 にん 任 き か と き か にん 任 き で 公 こうせいしょう で か こうせいしょう で か こうせいしょう で ま す で ま す で が き ま く に き ま く に き ま く に 登記 しま す 。 ご き に き ま く に き ま く に き ま に 登記 しま す 。

まん だん のうりょく

判断能力はあるけれど、 からだ ちょう し かる がいしゅつ 身体の調子が悪く外出できない…

- ・見守り契約
- ずいさんかんりとうい にんけいやく・財産管理等委任契約

など

ひつよう おう ほん にん べっと **必要に応じて本人が別途** けいやく **契約することもできます。** 

判断能力が十分ある(元気なとき)

#### ★契約内容の例

- ・福祉サービス利用契約や福祉関係施設への入所手続きに関すること
- ・金融機関のすべての取引に関すること
- ・不動産の保存、管理および処分に関すること
- ・任意後見人の報酬額に関すること

にん い こうけんかんとくにん

#### ★任意後見監督人とは

にんいこうけんかんとくにん にんいこうけんにん けいやく ないよう てきせい しごと 任意後見監督人は、任意後見人が契約の内容どおり適正に仕事をしているか、 にんいこうけんにん ざいばんまくるく ていしゅつ

任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督する人をいいます。

にんい こうけんかんとくにん し ごと ないよう りがいかんけい こうせい だいさんしゃ べんご し 任意後見監督人は、その仕事の内容から、利害関係のない公正な第三者(弁護士、 し ほうしょ し せんもんしょく えら 司法書士などの専門職)が選ばれます。



にたいできませんかんとくにん 任意後見監督人 の選任の もきし立て

は、 は、 ない内の の親は後に人、 の親は等をは所がが管には任いの 見受任はがかが管には任めの 見受任ががが管には任めの をはががには、 がが管には任めの では、 のか家は見い をはいますい 意は中の のかない をはいます。 では、 のかなが、 には、 には、 には、 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいま。 でいます。 でいまり。 でいます。 でいます。 でいまり。 でい 3

 しん り
 せん にん

 審理・選任

電理などの手続きが を持たいは を持たいでは、任意後見性 を関した。 を対している。 を対したが選任されます。 を対したが選任がまた。 を対したが表した。 を対した。 をがした。 をがし。 をが 4

開始

にん い こう けんかん とく にん 任意後見監督人の もと、任意後見人が 契約内容に基づいたで 遺切な援助を行います。

### 世い ねん こう けん せい ど 成年後見制度 Q&A

**2 1** できけんにんとう ひと 後見人等にはどういう人がなるの?

しんぞく はいぐうしゃ こ きょうだいしまい おや しほうしょ し べんご し しゃかいふく 親族 (配偶者、子どもや兄弟姉妹、親など) のほか、司法書士、弁護士、社会福し し だいさんしゃ こうけんにんとう せんにん 祉士などの第三者が後見人等に選任されています。

けんしゅう う いっぱん し みんこうけんにん せんにん ふ また、研修を受けた一般市民(市民後見人)が選任されることも増えています さいこうさいばんしょ じ むそうきょくか ていきょくしりょう (最高裁判所事務総局家庭局資料より)。

### 2 さうけんにんとう だれ 後見人等には誰でもなれるの?

ほうていこうけんせいど ぱあい もっと てきにん おも かた せんにん 法定後見制度の場合、最も適任と思われる方が選任されます。

本人に対して訴訟をしたことがある、以前に後見人等を解任された、破産者などいってい じゅう がいとう ひと こうけんにんとう しんぞくかん いけん たいりつ ばあい 一定の事由に該当する人は後見人等になれません。親族間に意見の対立がある場合、ほんにん りゅうどうしさん がく しゅるい おお ばあい こうけんにんとうこう ほしゃ けんこうじょう もんだい たぼう 本人の流動資産の額や種類が多い場合、後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な事務遂行が難しいと思われる場合などは、候補者以外の方が選任されたり、せいねんこうけんかんとくにん せんにん 成年後見監督人が選任されることがあります。

また、後見制度支援信託が適用された場合は、弁護士、司法書士などの専門職が せんにん 選任されます(専門職に加えて親族が併せて後見人等に選任されることもあります)。 にんい こうけんせいど ばあい せいじん だれ 任意後見制度の場合、成人であれば、誰でもあなたの信頼できる人を任意後見人に することができます。

### **3** 後見人等にできないことは?

遺言、婚姻、離婚、養子縁組などの通常本人しか行えない行為はできません。
しゅじゅつ えんめい ちりょう いりょうこうい どうい しょくじ せ か じっさい かいご にゅういん にゅうしょじ 手術や延命治療などの医療行為の同意、食事の世話や実際の介護、入院・入所時 み もとひきうけにん ほしょうにん こうけんにんとう しょくむ せいねんこうけんにん ほ さにん の身元引受人や保証人なども後見人等の職務ではありません。成年後見人 (保佐人、ほ じょにん のぞ ほんにん い たい かそうまた まいそう どそう そうでくにん か おこな ひつよう しょう か ていさいばんしょ きょ か もと を相続人に替わって行う必要が生じたときには、家庭裁判所へ許可を求めることが ひつよう しんぞくこうけんにんとう しんぞく たちば おこな もんだい 必要です。これらは、親族後見人等が親族の立場で行うことは問題ありません。



はうていこうけんせい ど ばあい しょるい じゅうみんひょう こせきとうほん せいねんこうけんようしんだんしょ と 法定後見制度の場合、書類(住民票、戸籍謄本、成年後見用診断書など)を取りませるのに約1万円、家庭裁判所へ提出する印紙、郵便切手に約1万円、鑑定費用(鑑 まんえん しょうりゃく ばあい やく まんえん まんえん 定は省略の場合あり)に約5万円~10万円くらいかかります。

にんい こうけんせい ど ばあい こうせいしょうしょさくせい やく まんえん にんい こうけんかんとくにん せんにんもう た 任意後見制度の場合、公正証書作成に約2~3万円、任意後見監督人選任申し立 でく まんえん こうけんにんとう ほうしゅう ふく てに約2万円かかります。いずれも、後見人等への報酬は含みません。

## ○ 5 後見人等が決まるまでの期間は?

## (まうしゅう ひつよう 後見人等がついたら報酬が必要なの?

だいさんしゃこうけんにんとう せんもんしょく しみんこうけんにんとう かぎ こうけんにんとう はたら きかん 第三者後見人等 (専門職や市民後見人等) に限らず、後見人等は、働いた期間やその ないよう ほんにん ざいさんとう かていさいばんしょ ほうこく ほうしゅう う た 内容、本人の財産等を家庭裁判所へ報告し、報酬を受けるための申し立てをすること かていさいばんしょ けってい ほうしゅうがく ほんにん ざいさん う と で、家庭裁判所が決定した報酬額を本人の財産から受け取ることができます。このよう てつづ ほうしゅう う と 様な手続きをせずに、報酬を受け取ることはできません。

## 7 **後見人等の任期は**?



まちだ し ほんにん おな ちいき じゅうみん し みんかんかく し みんめ せん たいせつ ほんにん 町田市では、本人と同じ地域の住民として、市民感覚・市民目線を大切にし、本人の気持ちに寄り添いながら、本人の立場に立った、きめ細かな後見活動を行う市民 し みんこうけんにん さだ を 「市民後見人」と定めています。

まちだししみんこうけんにんいくせいけんしゅうかてい じゅこうしゅうりょう せんこうしんさ ごうかく 町田市市民後見人育成研修課程を受講修了し、選考審査に合格すると 町田市市民 後見人候補登録者」となります。その後、家庭裁判所に後見人候補者として申し立て おこな せんにん かつどう けんざい しゅふを行い、選任されることで、市民後見人としての活動がスタートします。現在、主婦がた げんえき しごと かた ていねんたいしょく ちいき かつどう かた さまざま の方、現役でお仕事をされている方、定年退職し地域で活動されている方など様々なかた しみんこうけんにん とうろく 方が、「市民後見人」として登録されています。

## し みんこうけんにん ひと こうけんにんとう 市民後見人はどういう人の後見人等になるの?

しるみんこうけんにん かた じゅにん さい まちだ し せいねんこうけんせい ど けんしき せんもん か 市民後見人の方が受任する際には、町田市の成年後見制度に見識のある専門家の方々にアドバイスを頂きながら、市民後見人としての役割が十分に発揮できるかどうかを検討し、手続きを進めています。

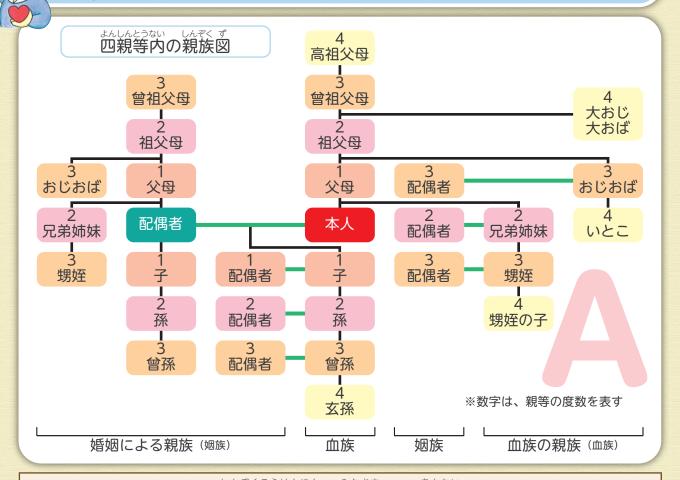
例えば、市内で生活をしており、親族間のトラブルや多額の資産・借金がなく、 しんじょうほご かくしゅ けいやく みまも とう しえん ひつよう かた しみん 身上保護 (各種サービス契約や見守り等) の支援を必要としている様な方は市民 こうけんにん よ そ こうけんぎょうむ 後見人らしい本人に寄り添った後見業務ができるのではないかと考えています。

#### まちだし せいねんこうけんせい どちゅうかく きかん 「福祉サポートまちだ」は町田市の成年後見制度中核機関です

「福祉サポートまちだ」は、平成29年に閣議決定された国の成年後見制度利用 ままだ し いたく せっち ちゅうかく きかん ほん はば基本計画に基づき、町田市からの委託により設置された中核機関です。

ちゅうかくきかん ち いきれんけい ウラウ けん りょう ご し えん かん 中核機関は、地域連携ネットワーク作りを通じて、権利擁護支援に関する、こうほう そうだん せいねんこうけんせい ど りょうそくしん こうけんにん し えんとう き のうきょうか む はたら 広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能強化に向け、働きかけ あこな を行います。

### 1 0 四親等内の親族の具体的な範囲は?



### しんぞくこうけんにん みなさま あんない **~ 親族後見人の皆様へご案内 ~**

### ▶あなたも市民後見人を目指しませんか?

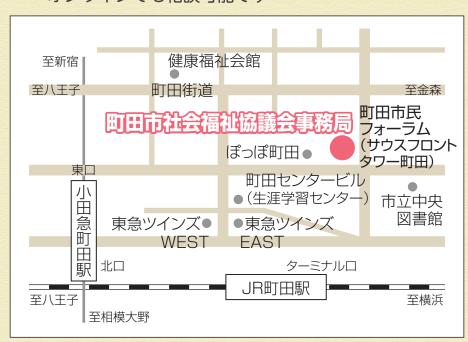
町田市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。成年後見制度の推進機関である「福祉サポートまちだ」にんちしょう せいしん ちってきしょう はんだんのうりょく じゅうぶん かた かた ないと いる ことり はんだんのうりょく じゅうぶん かた かた ない では、認知症や精神・知的障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を適切に利用できるよう支援することと併せて、地域住民が成年後見制度の新たな担い手として活躍することを目指し、市民後見人の育成研修実施からいます。市民後見人です成研修への皆様のご参加をまたしております。市民後見人や育成研修への疑問・質問などもお気軽にお問いますをおけれたいくせいけんしゅう ではない はんこうけんにん いくせいけんしゅう できなから さんかんこうけんにん いくせいけんしゅう できない から さんかん から とまた しっかんこうけんにん いくせいけんしゅう できない から さんかん から さんか では、ごくないます。市民後見人で育成研修への疑問・質問などもお気軽にお問いまた ではいるんこうけんせいどきかんぎょうむ まち だし じゅたく じぎょう 合わせください。(成年後見制度推進機関業務は町田市からの受託事業です。)

## 福祉サポートまちだ

るくし 福祉サポートまちだでは、成年後見制度に関するお問い合わせ・ご相談を お受けします。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

### 電話 **042-720-9461**(直通) FAX **042-725-1284**

月曜日〜金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く) ※来所を希望される方は事前にご予約をお願いします オンラインでも相談可能です







オンライン相談受付中 QR コードからの お申し込みはこちら

### 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階 TEL 042-722-4898代 FAX 042-723-4281 ホームページ https://www.machida-shakyo.or.jp/

#### ttiv ねんこう けん ttiv ど りょう しえん じぎょう 成年後見制度利用支援事業

- ●四親等内の親族がいないなどの事情がある方は、町田市長が申し立てをしています。
- ●申し立て費用や後見人等報酬を資担することが困難な方については、助成を実施しています。 要件など詳しくは町田市福祉総務課(042-724-2537)にお問い合わせください。 https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/seinen.html

#### 町田市受託事業

## ご相談はこちらへ

せいねんこうけんせい ど せいねんこうけんせいど す きか そうだん **成年後見制度は、お住まいの近くでもご相談ができます。** 

まちだしない ざいたく さいいじょう かた かき こうれいしゃし えん町田市内で在宅の 65 歳以上の方は下記の高齢者支援センター

そうだん きぼう かた じぜん よやく ねが ※相談を希望される方は事前にご予約をお願いします。



不怕成と相互と作る方は争動にといかとの		~
<b>名</b> 称	<b>担当地域</b>	所在地・電話番号
堺第1高齢者支援センター (老人保健施設サンシルバー町田内)	相原町	相原町 2373-1 TEL <b>042-770-2558</b>
堺第2高齢者支援センター (特別養護老人ホーム美郷内)	小山町、小山ヶ丘、 上小山田町	小山ヶ丘 1-2-9 TEL 042-797-0200
忠生第 1 高齢者支援センター (ふれあい 桜館 1 階)	下小山田町、忠生、 矢部町、小山田桜台、常盤町、 根岸町、根岸、図師町	下小山田町 3580 ふれあい桜館 1 階 TEL 042-797-8032
忠生第 2 高齢者支援センター  **** おいてんかいない (山崎団地名店会内)	山崎町、山崎、木曽町、木曽西、 木曽東(都営木曽森野アパートを除く)、 本町田の一部(公社住宅町田木曽)	山崎町 2200 山崎団地 3-18 棟 101 号 <b>TEL 042-792-1105</b>
鶴川第1高齢者支援センター (特別養護老人ホーム第二清風園内)	小野路町、野津田町、金井、 金井町、金井ヶ丘、 大蔵町、薬師台	薬師台 3-270-1 TEL 042-736-6927
鶴川第2高齢者支援センター (鶴川地域コミュニティ1階)	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、 広袴町、広袴、真光寺町、 真光寺、鶴川	能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1 階 TEL 042-737-7292
町田第1高齢者支援センター (特別養護老人ホームコモンズ内)	原町田 (都営金森1丁目アパートを除く)、 中町、森野、旭町、 木曽東の一部 (都営木曽森野アパート)	森野 4-8-39 TEL 042-728-9215
町田第2高齢者支援センター (本町田高齢者在宅サービスセンター内)	本町田(公社住宅町田木曽を除く)、藤の台、 南大谷の一部(公社住宅本町田)	本町田 2102-1 <b>TEL 042-729-0747</b>
町田第3高齢者支援センター (玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)	玉川学園、 南大谷(公社住宅本町田を除く)、 東玉川学園	玉川学園 3-35-1 Tel 042-710-3378
南第 1 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム芙蓉園内)	南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野	南町田 5 - 16 - 1 TEL 042-796-2789
南第 2 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、 原町田の一部 (都営金森1丁目アパート)	金森東 3-18-16 TEL 042-796-3899
南第3高齢者支援センター	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	西成瀬 2-48-23 <b>TEL 042-720-3801</b>

ちいきほうかつしえん かいご ほけんほう もと せっち こうれいしゃ かた そうだんまどぐち (地域包括支援センター) は、介護保険法に基づき設置されている、高齢者の方のための相談窓口です。 ※高齢者支援センター たんとうちいき いちぶ ちばんへんこうとう しょう ばあい くゎ かくこうれいしゃしえん と ぁ ※担当地域については、一部地番変更等が生じる場合がございますので、詳しくは各高齢者支援センターにお問い合わせください。

## その他問い合わせ先

#### ●増し立ては…

とうきょう か ていさいばんしょたち かわ し ぶ こうけんがかり

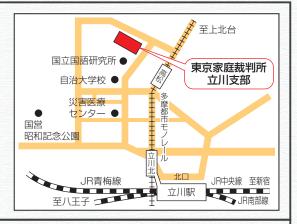
#### 東京家庭裁判所立川支部後見係

〒190-8589 立川市緑町10-4

#### TEL 042-845-0322,0324(直)

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html

多摩都市モノレール高松駅徒歩5分 JR立川駅北口徒歩25分



### ●登記事項証明書の取得は···

とうきょうほう む きょくこう けんとうろく か

#### 東京法務局後見登録課

〒102-8226 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

#### TEL 03-5213-1360(直)

都営地下鉄新宿線、東京メトロ東西線、半蔵門線 九段下駅6番出口徒歩5分

※町田出張所では取得できません。なお、郵送請求が可能ですので お問い合わせください。



#### にん い こう けん けい やく

#### ●任意後見契約は…

まち だ こうしょうやく ば

#### 町田公証役場

〒194-0021 町田市中町1-5-3

CLA司法関連・公証センタービル3F

#### TEL 042-722-4695

小田急線町田駅東口徒歩6分



#### ふ どう さんとう き じ こうしょうめいしょ

#### ●不動産登記事項証明書など…

とうきょうほうむきょく まち だ しゅっちょうしょ

#### 東京法務局 町田出張所

〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎

#### TEL 042-722-2414 (代)

小田急線町田駅東口徒歩13分

※登記されていないことの証明書、成年後見人の登記事項証明書などは取得できません。



#### 福祉サポートまちだ 高齢者・障がい者のための福祉法律相談

法律に関する問題について、問題解決の糸口となるよう弁護士による無料相談を実施しています。 対象は、市内在住の高齢者・障がい者、またはその家族や関係者。予約制により原則毎月第3火曜日 が相談日です。